

第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

建築物相互間を接続する渡り廊下が、省令第5条の3第2項第1号に規定する「渡り廊下等の壁等」又は同項第2号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下単に「渡り廊下等の壁等」という。）の基準に適合する場合は、政令第8条第2号の規定の適用により、渡り廊下等の壁等で区画された部分は、省令第三節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすこととされている。

この場合において、特に重要とされる省令第5条の3第2項第2号に規定する消防庁長官が定める基準（「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年3月29日消防庁告示第7号））（以下、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示」という。）の解釈は、次のとおりとする。

- 1 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(二)に規定する「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻すものに限る。）及び防火ダンパーを設ける風道の貫通部は含まない。
- 2 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(三)に規定する「直接外気に開放されているもの」（いわゆる直接外気に開放されている渡り廊下）とは、次のいずれかに適合するものをいう。（第4-1図参照）
 - (1) 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
 - (2) 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50 cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの。
- 3 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(三)口後段に規定する「防火戸」について、随時閉鎖式の防火戸を設けるものは、当該防火戸に近接して常時閉鎖式の防火戸を設ける場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅が75 cm以上、高さが1.8 m以上及び下端の床面からの高さが15 cm以下である構造の防火戸としなければならない。（第4-2図参照）
- 4 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第3号に規定する「渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること」の解釈として、第4-3図のような場合は、当該基準告示に適合していないものとして取り扱う。
- 5 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第1号に規定する「渡り廊下の有効幅員」の例は、第4-4図のとおり。
- 6 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」の例は、第4-5図のとおり。この場合において、建築物相互間の距離（L）は、次の(1)から(3)により算定する。
 - (1) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とする。（第4-6図参照）
 - (2) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離とする。（第4-7図参照）
 - (3) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離とする。（第4-8図参照）
- 7 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号ただし書きの基準に適合する場合であっても、いずれの階についても、渡り廊下の両端に設ける開口部から開口部までの距離又は建築物相互間の距離は、2 m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあつては、1 m）以上離すこと。（第4-9図参照）

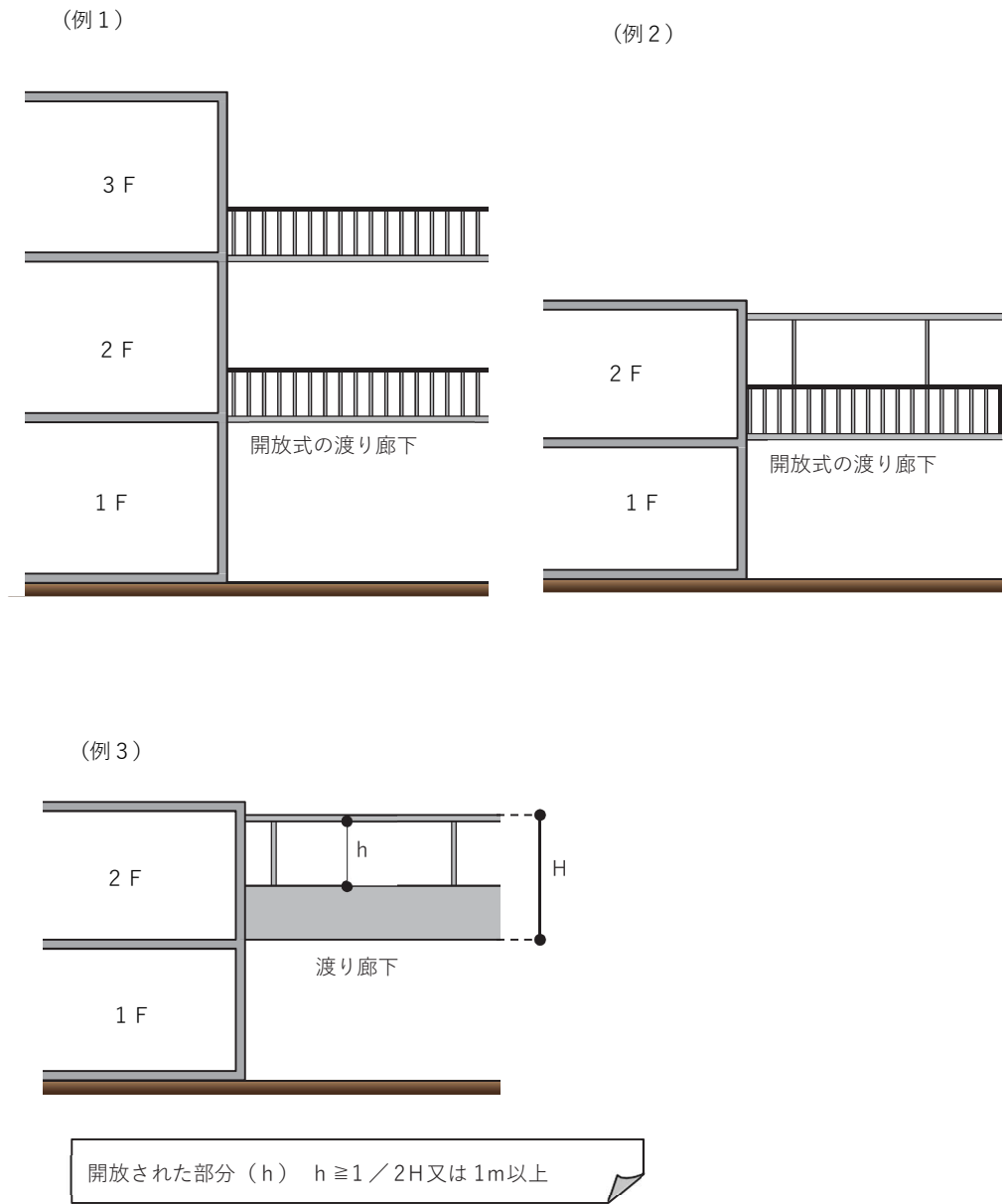
第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

- 8 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(一)かっこ書きに規定する「渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分」の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする（渡り廊下の接続部分から幅90 cm以上の距離を有している場合に限る。）。
(第4-10図参照)
- 9 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(一)イの例は、第4-11図のとおり。
- 10 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(一)ロの例は、第4-12図のとおり。
- 11 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(二)の例は、第4-13図のとおり。
なお、同号(二)かっこ書きに規定する「面積が4 m²以内の開口部」とは、第4-14図の例のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合において、各々側の面積の合計が4 m²以下であることをいう。
- 12 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号(三)ロの例は、第4-15図のとおり。
- 13 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準告示第3第2号ハ(ロ)の例は、第4-16図のとおり。
なお、同号ハに規定する「直接外気に接する開口部」及び「機械排煙設備」の構造は、建基令第126条の3の規定を準用する。
- 14 別棟として取り扱う場合の消防用設備等の設置単位は、次のとおり。
 - (1) 渡り廊下等の壁等により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させる。
したがって、第4-17図に示すとおり、A棟及びB棟を別棟として取り扱う場合は、A棟及びB棟の延べ面積に応じて、渡り廊下部分の床面積を按分して合算する。
また、A棟及びB棟が1棟になる場合の延べ面積は、当該A棟及びB棟の床面積の合計並びに渡り廊下の部分の床面積を合算する。
 - (2) 渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として、上記(1)の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させる。
なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。
また、渡り廊下及びそれぞれの防火対象物の用途、位置、構造又は設備の設置状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合は、政令第32条の規定を適用し、消防長が認める部分の消防用設備等の設置を免除することができる。

第3章 消防用設備等の設置単位

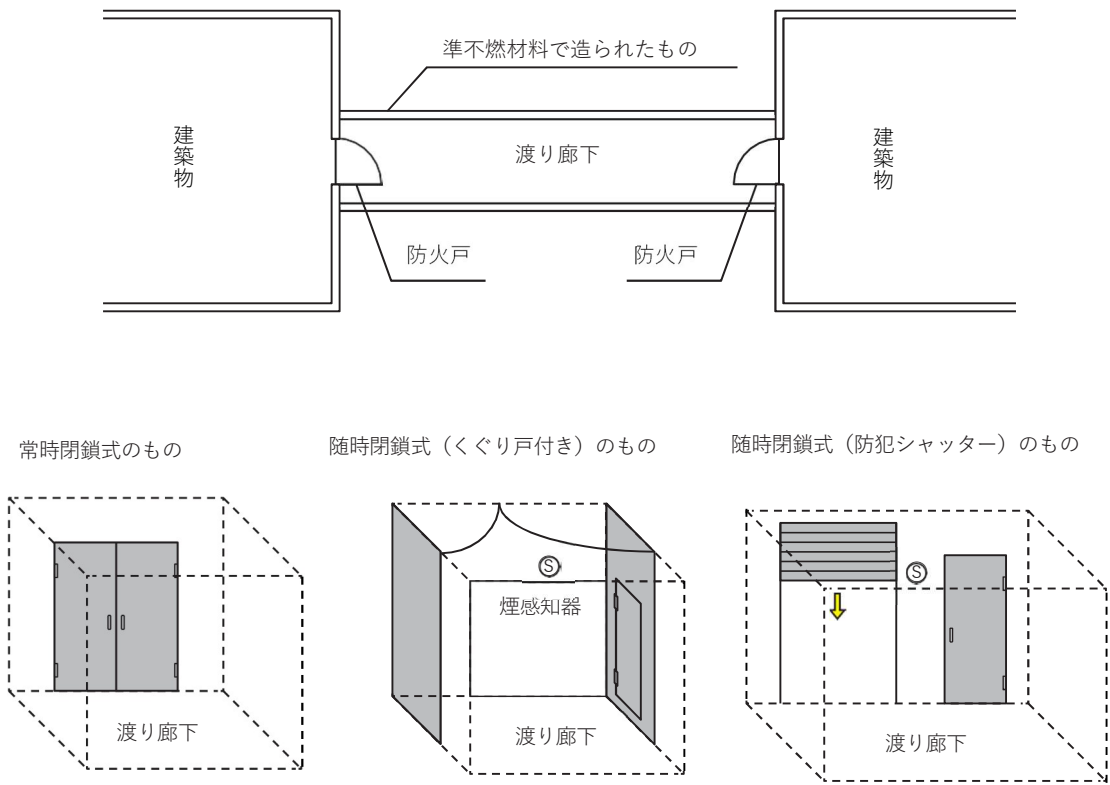
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い



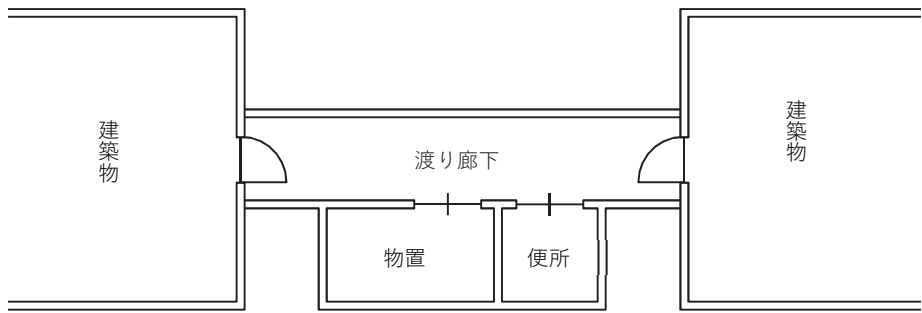
第4-1図

第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

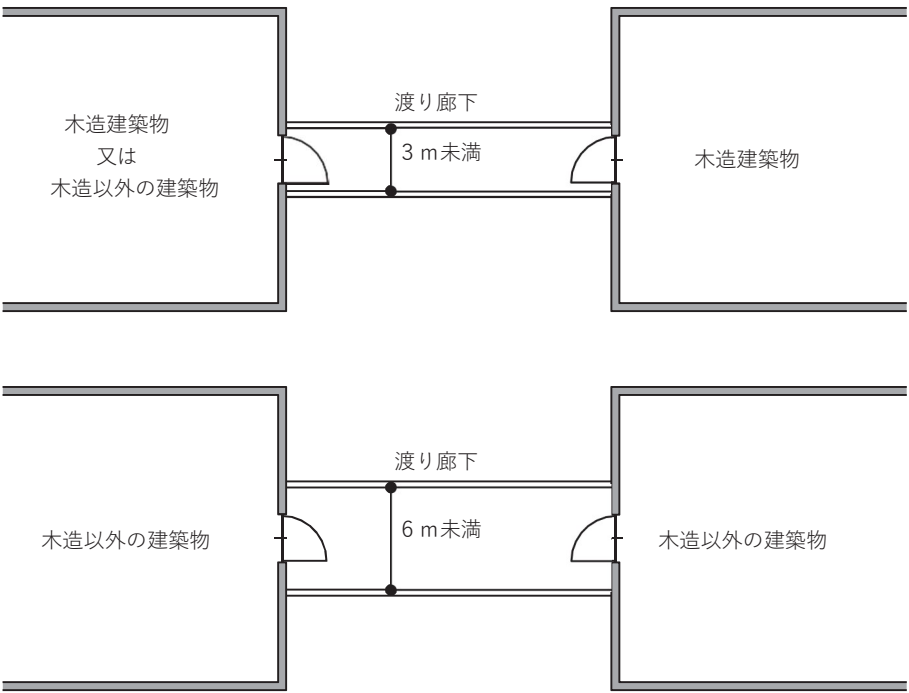


第4-2図

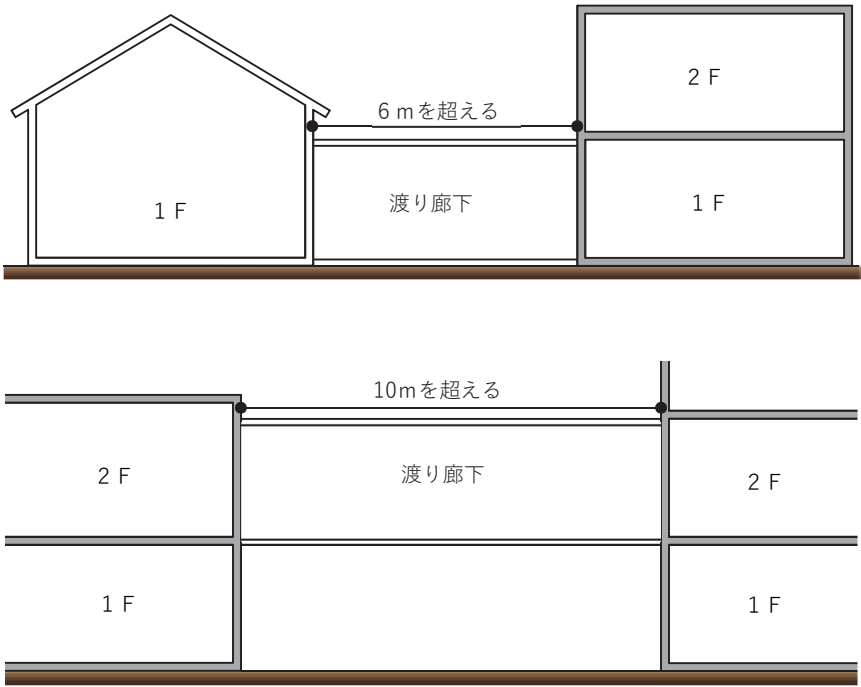


第4-3図

第3章 消防用設備等の設置単位
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い



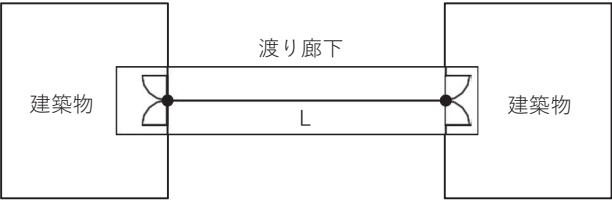
第4-4図



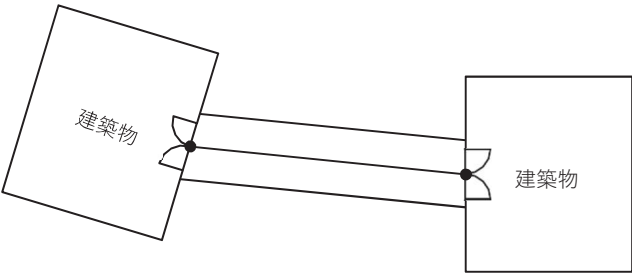
第4-5図

第3章 消防用設備等の設置単位
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

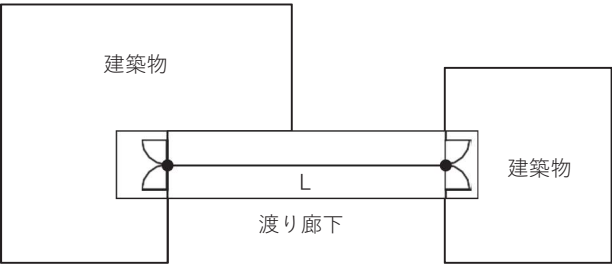
(例1)



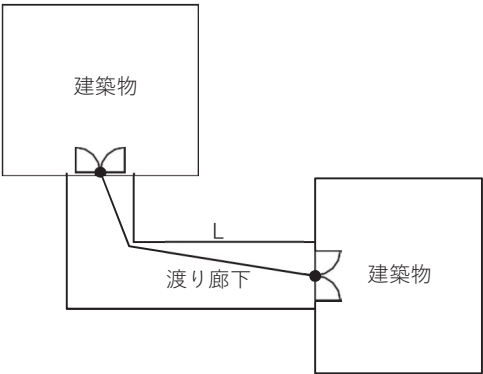
(例2)



(例3)



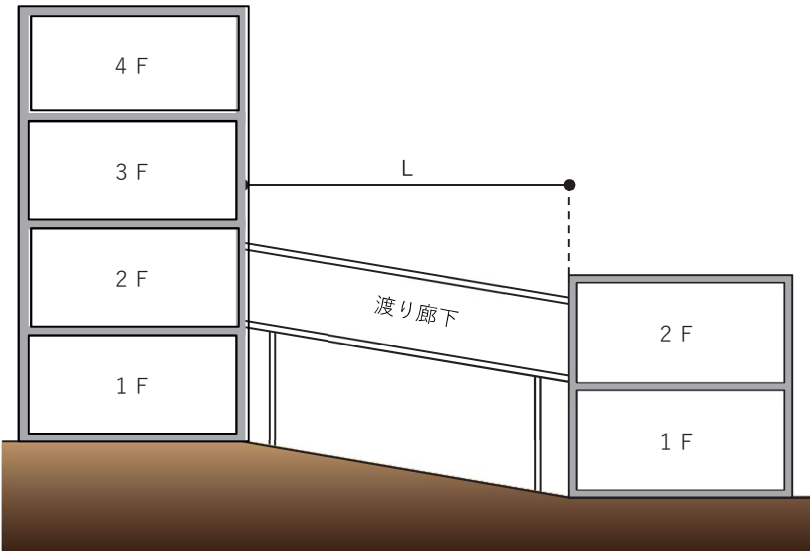
(例4)



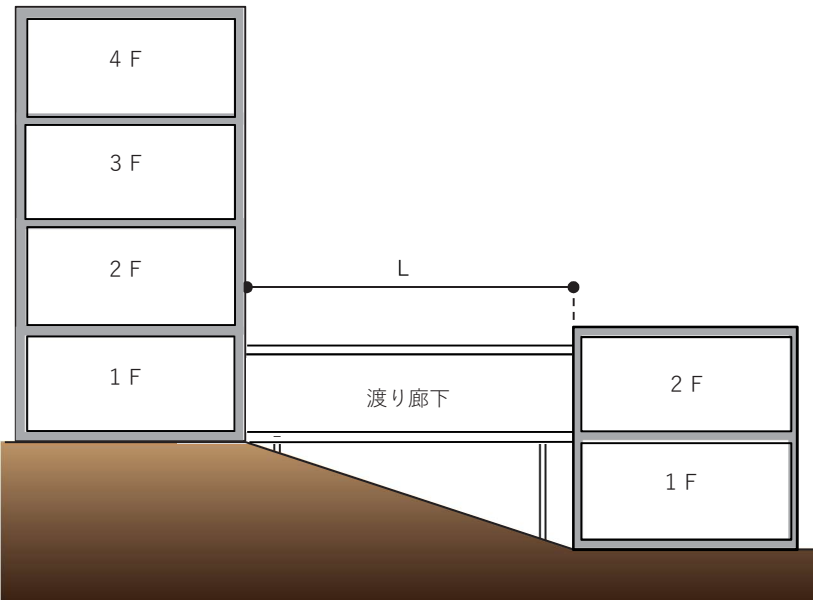
第4-6図

第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い



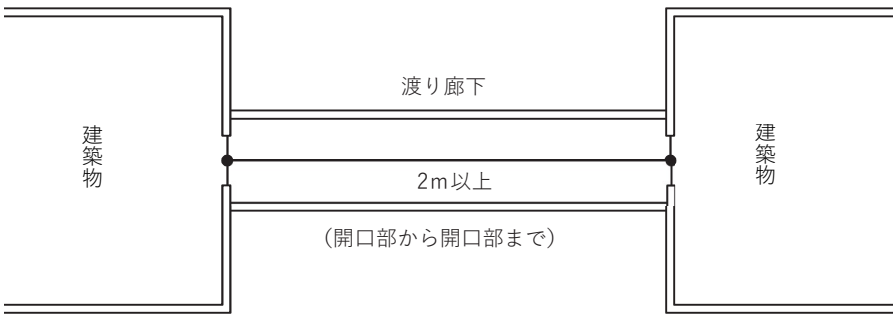
第4-7図



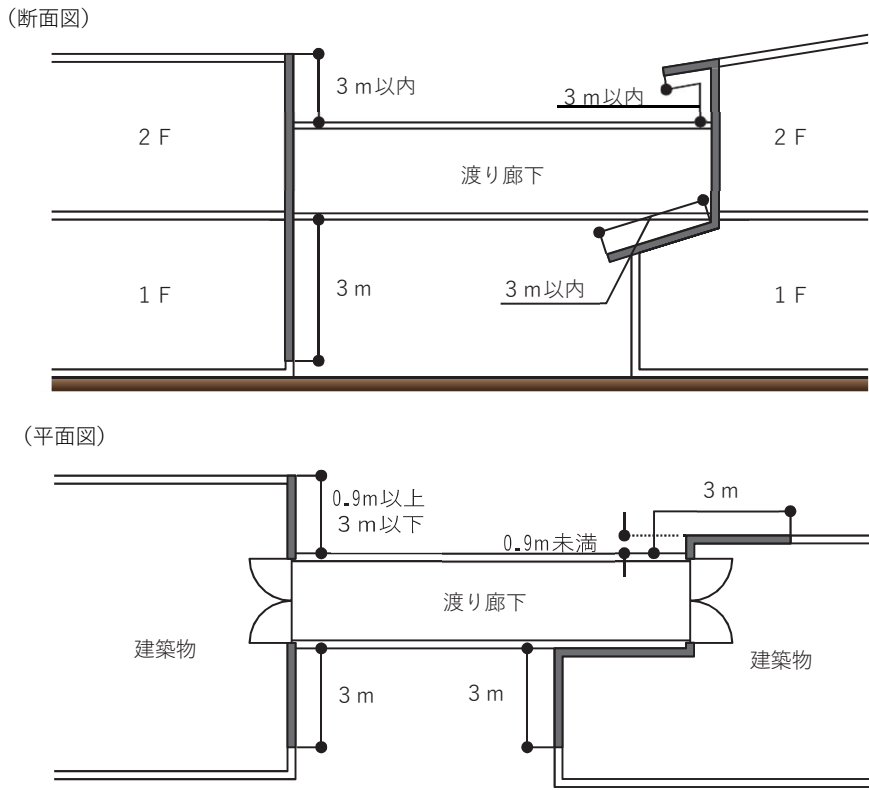
2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)

第4-8図

第3章 消防用設備等の設置単位
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

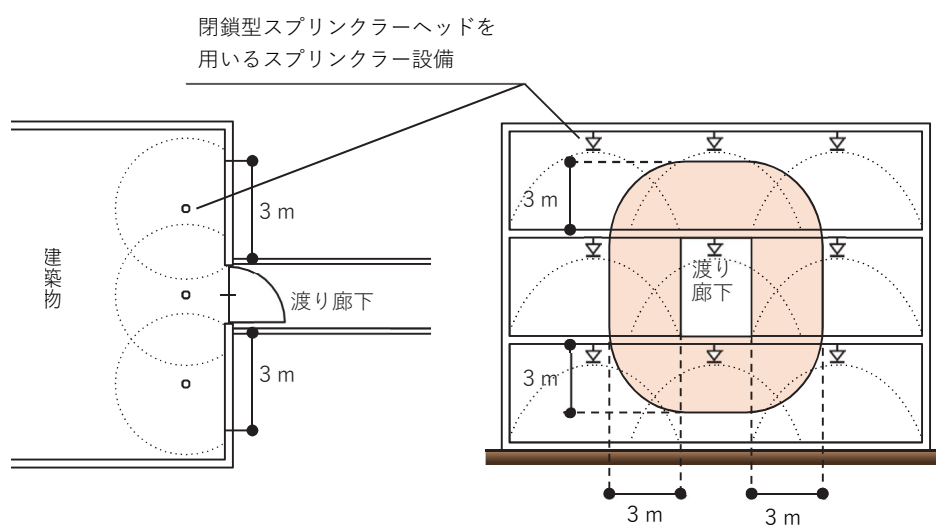


第4-9図



第4-10図

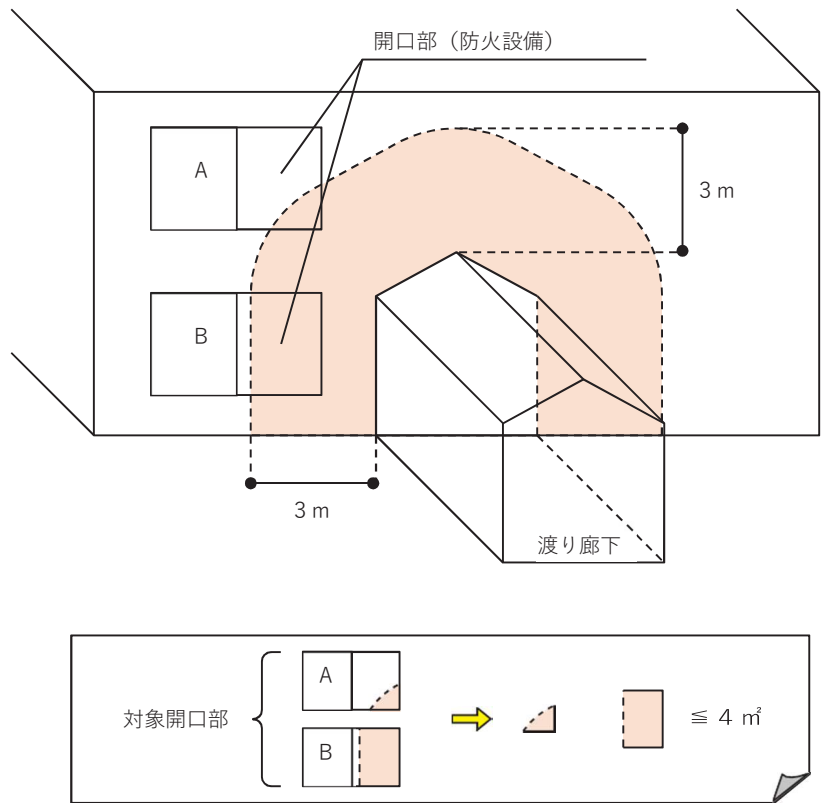
第4-11 図



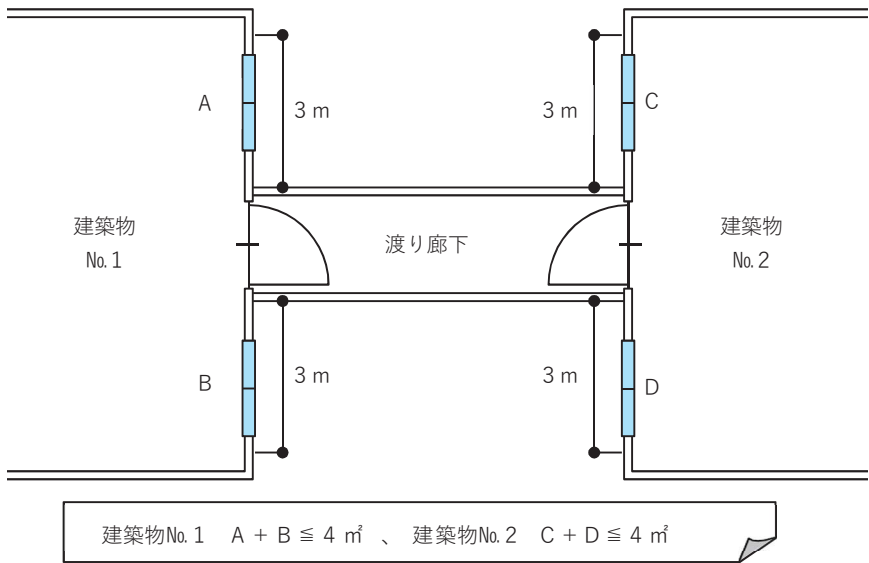
第 4-12 図

第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い



第4-13 図

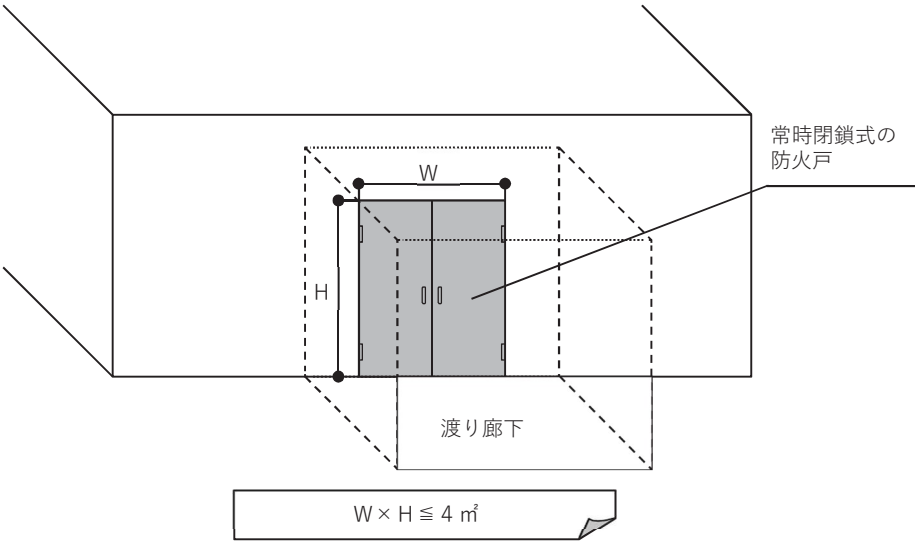


第4-14 図

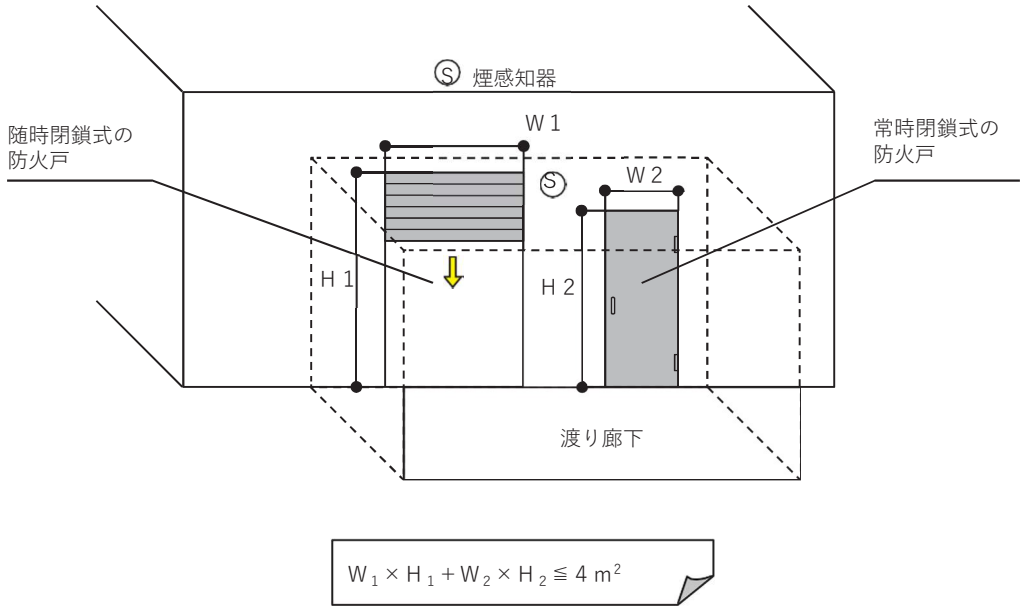
第3章 消防用設備等の設置単位

第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



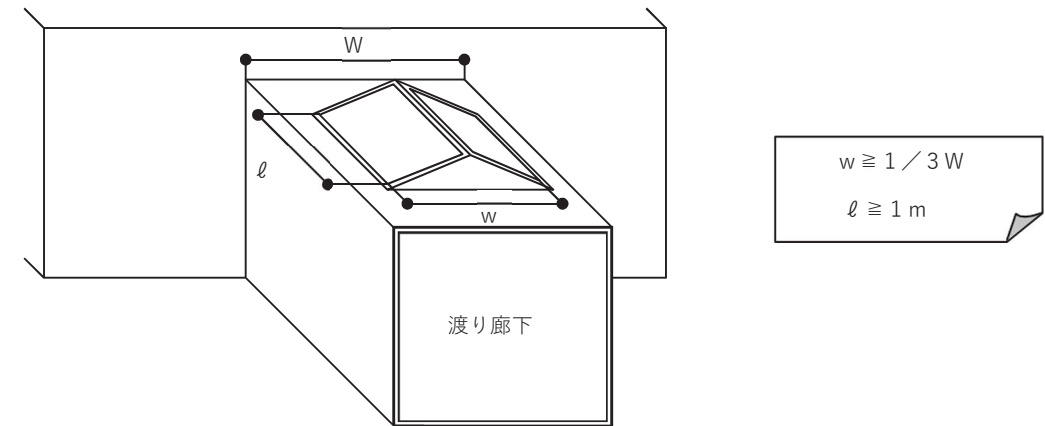
(随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



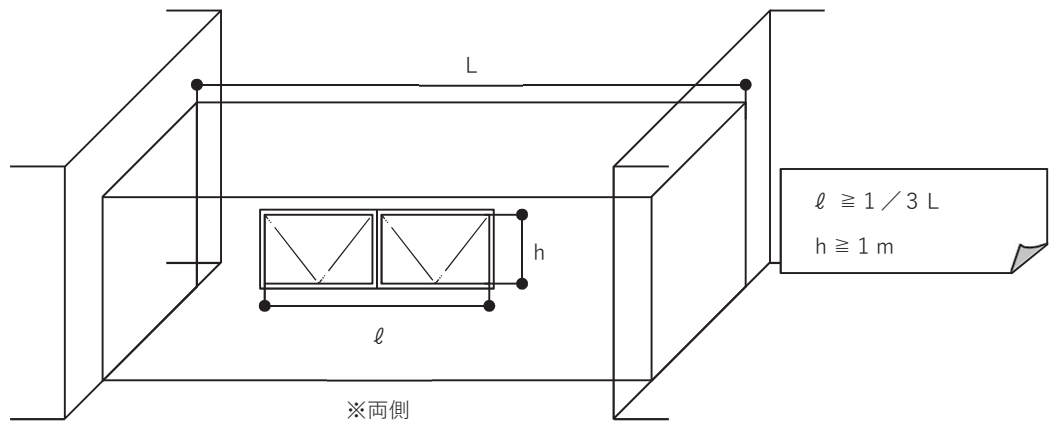
第4-15 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い

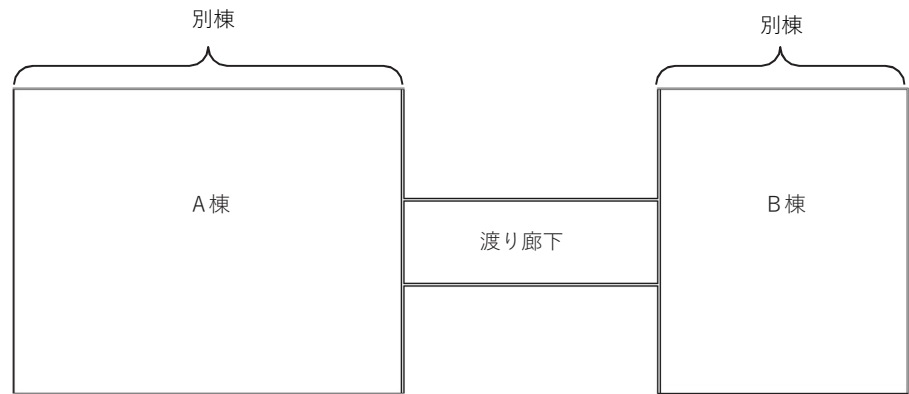
(渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの)



(渡り廊下の外壁に設けるもの)



第 4-16 図



区分	延べ面積	渡り廊下を A 棟及び B 棟で按分	渡り廊下を按分して合算した延べ面積
A 棟	1,000 ㎡	1,000 ㎡ ÷ 1,500 ㎡ ≒ 0.67	1,000 ㎡ + (20 ㎡ × 0.67) = 1,013.4 ㎡
B 棟	500 ㎡	500 ㎡ ÷ 1,500 ㎡ ≒ 0.33	500 ㎡ + (20 ㎡ × 0.33) = 506.6 ㎡
渡り廊下	20 ㎡		

A 棟 延べ面積：1,013.4 ㎡
B 棟 延べ面積： 506.6 ㎡

第 4-17 図